

諮問日：令和5年11月27日（令和5年度諮問第1号）

答申番号：令和6年5月10日 答申第1号

答 申 書

第1 丸亀市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

審査請求人が令和5年3月6日（同月9日消印）に提起した、令和5年2月21日付け生活保護法第78条の規定に基づく徴収金決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきとの審査庁の判断は妥当である。

第2 事案の概要

本件は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護を受けていた審査請求人名義の百十四銀行丸亀南支店の普通預金口座（以下「当該口座」という。）に、令和3年1月4日から令和4年6月17日までの間（以下「当該期間」という。）、29回にわたり、計6,929,000円の入金（以下「本件各入金」という。）がなされていたことを収入として申告しなかったため、丸亀市福祉事務所長が審査請求人に対して行った本件処分について、審査請求人が、本件各入金は、身に覚えがない収入である等を主張し、処分の取り消しを求める事案である。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件各入金がなされた当該口座の通帳、キャッシュカードは当該期間中、元夫が管理しており、元夫が自らの事業に係る金銭を入出金していたものであり、審査請求人は現実に受け取っていない。また、被保護者の口座を他人が使用（入金）した場合に被保護者の収入とみなされる旨の説明を代理人である元夫は受けていない。よって、処分を取り消すとの裁決を求めるもの。

2 処分庁の主張の要旨

（1）処分の理由について

届出又は申告について、口頭又は文書による指示をしたにも関わらず、それに応じなかったため。

ア 処分庁は、審査請求人に対する令和元年9月9日から令和4年6月17日までの生活保護期間（以下「当該保護期間」という。）中に、収入の申告と法第78条の取扱いについて審査請求人に対し説明し、審査請求人の理解を得ていた。

イ 処分庁は、当該保護期間の終了後、審査請求人から改めて生活保護の申請を受けた際に行った法第29条による調査により、当該保護期間中に当該口座へ申告のな

い入金が不定期になされていたことを確認した。

ウ このため審査請求人に対し、複数回にわたり、事情の説明の要求及び申告について口頭又は文書による指示を行ったが、令和5年1月30日に収入申告書等の記載・提出について審査請求人から拒否された。

(2)収入について

被保護者がその最低限の生活を維持するための資産が現実的に増加しているのであれば、収入認定の対象となる。

事務の参考図書である「生活保護手帳」において下記の記載がされている。

『ア 他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定すること。

イ (略)

ウ ア又はイの収入を得るために必要な経費としてこれを受領するための交通費等を必要とする場合は、その実際必要額を認定すること。』

第4 審理員意見書の要旨

1 結論

本件処分には違法性又は不当な点はないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見の理由

審査庁は、審理員が認定した事実を基に、判断理由を審理員意見書の「第5 審理員意見書の理由 2 論点に対する判断」に記載のとおりとしており、その要旨は次のとおりである。

論点1 当該口座に係る預金債権の帰属について

審査請求人は、当該入金については審査請求人の金銭管理を行っていた元夫が審査請求人名義の口座の通帳・キャッシュカードを保持しており審査請求人本人は入出金できず、元夫が自らの事業のための資金を入金し、元夫の事業のために出金をしているものであり、審査請求人は受領しておらず、元夫のものであると主張している。確かに、通帳等の管理をもって金銭債権が誰に帰属しているかを判断した判例は存在するが、本件においては、本件各入金がなされていた当該口座だけでなく、保護費入金口座についても通帳・キャッシュカードを元夫が管理していたことから、元夫が所持しており本人が自ら入出金をできなかった事実のみをもって、当該口座の預金が元夫のものであると認定することができず、採用することができない。

論点2 収入認定について

法による保護は、生活に困窮する者がその利用しうる資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、その者の金銭又

は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものとされている。(法第4条第1項及び法第8条第1項)。

したがって、法第4条第1項にいう「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び法第8条第1項にいう「その他の金銭又は物品」とは、被保護者が、その最低限の生活を維持するために活用することができる一切の財産的価値を有するものを含むとされる(札幌地裁平成20年2月4日判決に同旨)。そして、法は、「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び「その他の金銭又は物品」について特に限定をしていないため、被保護者の口座に入金があった場合、当該入金によって、被保護者の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産は増加するのであるから、保護受給中に被保護者宛に入金があった場合、これを原則として収入認定の対象とすべきである。

また、保護の実施機関は、保護の適正な運営を図るため、常に、被保護者の生活状況を調査しなければならないが(法第25条第2項)、当該実施機関の調査のみでは、被保護者の生活状況を把握することは困難であるので、法61条は、被保護者が、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、速やかに、保護の実施機関等にその旨を届け出なければならないとし、被保護者に上記事項の届出義務を課し保護の円滑な実施を図ることとしている。また、個人の銀行口座に入金された金銭は、通常、当該個人宛になされたものであり、当該個人が自ら使用し得るものであることを鑑みると、生活保護法の運用において銀行口座に入金された金銭については、当該口座の名義人の収入に当たるとしたうえで、収入から除外すべき特別の事情があるか否かを判断することが相当である。

この点、処分時点にあつては当該口座の預金債権の帰属を証明する証拠は提出されておらず、審査請求人の収入と判断せざるを得ないとした処分庁の判断が不当であったとはいえ、現在において提出されている証拠でも、当該口座が元夫の事業のみに使用されていたと証明するに足りず、社会通念上収入として認定することを適当としないものと評価できないため、生活保護法上、審査請求人の収入と扱わざるを得ないとする処分庁の判断は妥当と評価できる。

論点3 審査請求人が当該入金について申告しなかったことが、法第78条の「不実の申請その他不正な手段」に当たるか、について

論点2で述べた通り、法第61条は被保護者に届出義務を課し保護の円滑な実施を図るとともに、法第78条第1項は、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができるとしている。これらの規定に照らすと、法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」には、積極的に虚偽の事実の届出等をするのみならず、消極的に届出義務がある事実を

認識しながらその届出をしないことも含まれると解される。(大阪高裁平成 29 年 3 月 17 日判決に同旨。)

この点、処分庁は保護受給期間を通じて 4 度、収入があれば申告をしなければならない旨の説明をしており、「生活保護法第 61 条に基づく収入の申告について(確認)」と題する書類が提出されていることから、審査請求人は収入があれば申告をしなければならない義務を理解をしていたと評価できる。確かに、審査請求人があずかり知らないところで当該口座に入金をされていたという事実については、その入金となされている期間において認識していなかった以上申告できなかったという点については一定の理解ができる。

しかし、処分庁は本件各入金について、本件処分に先立って、令和 4 年 10 月 6 日には、代理人である元夫同席のもと「誰がどのように入金しても審査請求人の財産である」旨を説明し、それ以降令和 5 年 1 月 30 日にかけて複数回にわたり本件各入金について、内容の確認を行うとともに、届出を行うよう指導しているにもかかわらず、審査請求人及びその代理人は審査請求人の収入でない旨の主張をするにとどまり、最終的に令和 5 年 1 月 30 日に「審査請求人のお金ではないのに申告することはできない。」として収入申告書の提出を拒んでいることから、このことは、処分時において「消極的に届出義務がある事実を認識しながらその届出をしなかった」と評価ができる。

論点 4 代理人に対し、被保護者の口座において入出金となされた場合に、被保護者の収入と判断されうることを、事前に説明していない点について手続的瑕疵があるか、について

そもそも他人名義の口座を本人の了解もなく使用すること自体が非難されるべき不正な行為であり、そのような不適切な使用となされうることを前提に事前に注意喚起や説明する義務が処分庁にあったとは言えず、ましてや善良な管理者として金銭管理を行うべき代理人に対して説明する義務はないことは明らかである。

また、その他の手続としても、令和 4 年 10 月 6 日には、「誰がどのように入金しても審査請求人の財産である」と説明したうえで、それ以降令和 5 年 1 月 30 日にかけて複数回にわたり審査請求人及び代理人に本件各入金について、内容の確認を行うとともに、届出を行うよう指導していることを鑑みると不当と評価することはできない。

論点 5 請求額の合理性について

法第 78 条にいう「その費用の全部又は一部」の全部とは、支給した保護費の全額が不正受給である場合を言い、「その費用の一部」とは支給した保護費の一部が不正受給の場合をいうとされており、徴収額は、不正受給額を全額決定するものであり、実施機関の裁量の余地はないものとされる。

この点、当該期間において、当月資力の額が生活保護費として支弁した額を下回る

月がなく、この期間に支弁した保護費の合計額が決定額になっていることから適正に算出されているものと評価できる。

第5 調査審議の経過

- 令和5年11月27日 諮問書の受領
- 令和5年12月20日 審査関係人に対する主張書面の提出期限通知
(提出期限：令和6年1月12日)
- 令和6年2月6日 第1回審議
- 令和6年2月20日 審査請求人に対する資料の提出についての求め
(提出期限：3月15日)
- 令和6年3月26日 第2回審議
- 令和6年4月24日 第3回審議

第6 審査会の判断

1 審理手続について

本件審査請求に関する審理手続は、適正に行われたものと認める。

2 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

(1) 生活保護法

ア 法第4条第1項は、生活保護法による保護について、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、保護の補足性を規定する。

イ 法第8条第1項において保護の基準及び程度について、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする規定する。

そして、同条第2項において保護の基準について、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならぬと規定する。

ウ 法第61条は、現に保護を受けている者（以下「被保護者」という。）は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないと規定する。

エ 法第78条は、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収することができる規定する。

(2) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け、厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）

ア 第 10 において保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、次官通知第 8 によって認定した収入との対比によって決定すると規定する。

イ 第 8 の 2 において収入の認定は、月額によることとし、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前 3 箇月間程度における収入額を基準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定することとされている。

ウ 第 8 の 3 (2) イにおいて、他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定することとされ、収入を得るために必要な経費としてこれを受領するための交通費等を必要とする場合は、その実際必要額を認定することとされている。

3 事実関係

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録一覧）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 審査請求人は、令和元年 9 月 9 日から令和 4 年 6 月 17 日まで、処分庁から法による保護を受給していた。
- (2) 処分庁は、当該保護期間中、4 度にわたり、法に基づき収入の申告義務があること及び法第 78 条の取扱いについて審査請求人に対し説明し、審査請求人がこれを理解した旨のチェック及び署名を行った「生活保護法第 61 条に基づく収入の申告について(確認)」と題する書類の提出を受けた。
- (3) 審査請求人は、令和 4 年 7 月 13 日、新規で保護の申請を行い、処分庁はこの申請に基づき、法第 29 条に基づく預貯金調査を行った。
- (4) 調査の結果、当該口座には、当該期間において、32 回にわたり、計 7,029,004 円の入金がなされたことが確認された。このうち、令和 3 年 9 月 13 日及び令和 4 年 3 月 14 日付けの利息計 4 円並びに令和 4 年 3 月 30 日付け丸亀市非課税世帯等特別給付金 100,000 円は収入に認定されないことから、これらを除いた入金は、29 回で計 6,929,000 円となる。
- (5) 審査請求人に関しては、うつ病、パニック障害、アルコール依存症等の疾病があり、単独では十分な金銭管理ができないことから、当該期間のうち、少なくとも令和 4 年 2 月頃までについては、元夫が代理人として、当該口座及び生活保護費の入金がなされていた中国銀行詫間支店の普通預金口座(以下「保護費入金口座」という。)の通帳、キャッシュカードを保管していた。
- (6) この期間において、保護費入金口座に入金された生活保護費は、元夫が出金し、家賃等の支払いを行ったうえで、残金を審査請求人に渡していた。
- (7) 一方、この期間において、当該口座に当該各入金となされていたことについて、

審査請求人は認識していなかった。

- (8) 審査請求人は、令和4年10月6日、代理人である元夫の同席のもと、処分庁から本件各入金について説明を求められており、この時点においては入出金がなされていることを認識していた。
- (9) その後、処分庁は審査請求人に対し、複数回にわたり、本件各入金について説明を求めたところ、審査請求人からは元夫の金銭である旨の主張がなされたのみで、証拠書類の提出はされなかった。
- (10) 令和5年1月30日、処分庁が審査請求人に対し収入の申告を求めたところ、審査請求人は「自分のお金ではないのに申告することはできない。」として収入申告書の提出を拒否した。
- (11) 処分庁は、令和5年2月15日に、本件各入金があったにもかかわらず、申告をしなかったとして、法第78条第1項に基づき、当該期間において支給された保護費合計3,173,893円を徴収する決定を行い、同月21日付け健福第81209号「生活保護法第78条徴収金による徴収金決定通知書」にて審査請求人に通知した。
- (12) 審査請求人は、令和5年3月6日付け(同月9日消印)で、本件処分の取消しを求めて本件審査請求を行った。

4 審査会の判断の理由

(1) 審理員意見書における前記論点1及び2について

個人名義の預金口座に入金された金銭は、社会通念上、当該個人宛てになされたものであり、当該個人が自ら使用し得るものであることに鑑みれば、生活保護法上の運用においても、個人名義の預金口座に入金された金銭については、特段の事情のない限り、当該預金口座の名義人である審査請求人の収入として取り扱うのが相当である。

当該口座に入金された金銭は、審査請求人の元夫の事業に使用されたものであり、審査請求人の収入ではないとする審査請求人の主張もあり得ないものではないが、審理段階で提出された証拠資料をみても、当該口座からの入出金額及び入出金日と、元夫が事業のために支出したとする経費支出との関連性が不明確であると言わざるを得ず、元夫が預金通帳とキャッシュカードを管理していたという事実のみでは、当該預金が元夫の資産であると認めるに足りない。この点について、当審査会は、審査請求人に対し、主張を裏付ける関係資料の提出を求めたが、その提出はなされなかった。

したがって、当該口座の金銭債権が元夫に帰属すると認めることはできず、生活保護法上、審査請求人の収入と扱うものとする処分庁の判断は妥当である。

(2) 論点3について

当該口座への入金的事実を審査請求人が認識した後も、処分庁は、審査請求人に対し、審査請求人本人の収入である旨を説明したうえで届出を行うよう指導した

こと、法第 78 条第 1 項の「不実の申請その他不正な手段」には、積極的に虚偽の事実の届出等をするのみならず、消極的に届出義務がある事実を認識しながらその届出をしないことも含まれると解されることから、少なくとも処分時において、審査請求人は消極的に届出義務がある事実を認識しながらその届出をしなかったと言わざるを得ないから、当該入金について申告をしなかったことは「不実の申請その他不正な手段」に当たる。

(3) 論点 4 について

他人名義の預金口座を、当該他人の承諾なく第三者が利用する行為は、社会通念上一般的であるとは言えず、通常想定されない行為であることから、元夫である代理人に対し、これを行わないよう説明する義務がないことは明らかである。また、その他手続においても、手続的な瑕疵があるとは認められない。

(4) 論点 5 について

保護受給期間を通じて当月資力の額が実際に支弁した保護費を下回ることがなかったため、当該期間に支弁した保護費の合計額を請求額とした処分庁の判断は妥当である。

以上の点から、本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は妥当である。よって、結論記載のとおり答申する。

丸亀市行政不服審査会

委員 石井 研也

委員 三野 隆子

委員 秋月 智美

委員 福永 健一

委員 青木 丈